



# 年 頭 所 感

特許庁長官 太 田 信一郎

新年おめでとうございます。

平成 15 年の門出にあたり、特許庁長官として知的財産政策に関する私の所感を述べさせていただきます。

21 世紀は情報や知識が大きな付加価値を生み出す「知恵の時代」であり、我が国の国際競争力の強化、社会・経済の活性化のためには、豊かな知的財産を生み出し、強力に保護し、積極的に活用する「知的創造サイクル」の確立が欠かせません。このような知的創造サイクルの確立に向け、国を挙げてプロパテント政策に取り組んでいく必要がございます。

昨年は国家戦略として知的財産戦略が宣言された記念すべき年となりました。昨年 2 月の総理施政方針演説を受け、3 月には「知的財産戦略会議」が発足し、5 回にわたる精力的な議論を経て、7 月 3 日に我が国の知的財産戦略のグランドデザインとなる「知的財産戦略大綱」が策定されました。この大綱は、知的財産立国の実現に向け、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」及び「人材育成」の 4 分野において、2005 年度までに政府が集中的・計画的に実施すべき具体的行動計画を定めております。また、この大綱を受け、昨年 11 月には知的財産政策の基本方針を定めた「知的財産基本法」が成立いたしました。この基本法に基づき、今後速やかに「知的財産戦略本部」が発足し、「推進計画」が定められ、知的財産戦略に関する施策が集中的に実施されることになっております。

本年は、知的財産政策にとってこれまで以上に重要な年となります。特許庁といたしましても、このような国家戦略のもと、優れた技術を事業化のタイミングを逃さず権利化し、強力に保護することはもちろん、先端技術の創造を促す制度のあり方の検討や、特許の活用に向けた環境の整備等を行い、知的創造サイクルのエンジンとしての役割を果たしてまいりたい所存です。

今後の施策としては、まず、国際的に遜色のない迅速かつ的確な審査の実現に向け、審査体制の整備を行ってまいります。このため、2003 年度から 2005 年度までの「特許戦略計画（仮称）」を策定するとともに、必要な審査官の確保、アウトソーシングの拡充等に努めてまいります。また、審査処理期

間の長期化抑制のためには、我が国の出願・審査請求構造の改革が必要です。このため、事業者による戦略的な特許取得の奨励や必要な環境整備、戦略的な特許取得を促す特許料金体系の実現など、総合的な施策を講じてまいります。

さらに、知的財産立国の実現には、迅速かつ実効的な紛争処理制度の確立が必要です。このため、審判制度を中心とした産業財産権に関する紛争処理制度について、抜本的な改革を講じる所存です。

また、近年の職務発明関連訴訟の頻発を契機として、企業内における発明者の処遇を巡る議論が活発化しております。特許庁としても、企業内研究者のインセンティブ確保と企業の競争力の強化の両面から、特許法の職務発明規定のあり方について検討を行っており、2003年度中に改正の是非等につき結論を得ることとしております。

知的創造サイクルの重要な要素である特許流通については、独立行政法人工業所有権総合情報館と連携しながら、特許流通フェアの開催等、特許流通のさらなる促進を支援してまいります。

これらを始め、大綱及び基本法において提示された事項について、産業構造審議会知的財産政策部会等における御議論を踏まえながら、ユーザー・フレンドリーな産業財産権制度の実現に向け積極的に取り組んでまいります。

国際面では、中国を始めとするアジア諸国における模倣品問題への取組が最重要の課題です。昨年も、二国間協議や WTO の場で侵害国に改善を働きかけたほか、12月には「国際知的財産保護フォーラム」の官民訪中ミッションに経済産業省・特許庁から幹部が参加し、中国の中央政府・地方政府に働きかけを行ったところです。本年も引き続き水際対策の強化等を予定しており、関係省庁と連携しつつ、官民一体となって模倣品対策を強力に推進してまいります。

また、経済活動のグローバル化の進展により、国際出願に伴う出願人の負担及び各国特許庁における審査負担が深刻なものとなっております。このような問題の解決に向け、WIPO における PCT 改革や実体ハーモの議論、日米欧三極特許庁による協力など、様々な努力が重ねられております。本年も、これらの国際的な動きを加速すべく、我が国が先頭に立ってその具体化に努めてまいります。

今後とも、知的財産政策への取組に、多くの皆さまから御支援と御理解を賜りますようお願い申し上げます。私個人の年頭の御挨拶とさせていただきます。